

◆ ◇ 世界同時不況が日本の外国人労働者数に与えた影響について ◇ ◆  
◆ ◇ (Effects of global recession on foreign workers in Japan ◇ ◆

ILO駐日事務所 次長 林 雅彦  
コーネル大学大学院 大原 理代

序

2008年秋の米国発の金融危機に端を発する世界同時不況は、我が国の労働市場にも多大な影響を及ぼしている。巷間、最も大きく取り上げられるのは、いわゆる非正規労働者と呼ばれる不安定な身分を有した労働者群の問題であるが、多くがその範疇に含まれると思われる、いわゆる外国人労働者について、別個に取り上げて論じられることは多くない。

2008年秋以降世界同時不況により大きな痛手を受けつつある我が国の労働市場において、外国人労働者は本国に帰国する者が増加していると言われている。しかしながら、その実態についても必ずしも明らかにはなっていない。本稿は、このような状況に鑑み、本邦における外国人労働者の、特にその数という点においてどのような状況にあるかについて、極めて限定的にしか存在しない既存の統計等より読み取ることを目的としたものである。

国済融年金融危機直後の我が国における外国人労働者の現状(2008年秋)

現在、我が国における外国人雇用の状況を最も的確にとらえることができるのは、2008年より開始された外国人雇用状況届出制度(注1)による把握である。この届出制度は2007年10月1日より施行されており、2008年10月末時点のデータのみが2009年1月に公表されている(注2)。なお、この届出状況結果は時点(2009年9月)では単年度データしか存在せず、本データより2008年秋から始まる世界金融危機に端を発する世界同時不況の外国人労働者に対する影響をみることは不可能である。

この届出状況結果を概観する。本届出による我が国における外国人被用者総数は486商398人となっている。在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格(注3)」が外国人労働者全体の46.0%を占め、次いで、技能実習生等の「特定活動」が19.5%、「専門的・技術的分野の在留資格(注4)」が17.5%となっている。産業別の外国人労働者数をみると、「製造業」が39.6%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)(注5)」が19.7%、「飲食店、宿泊業」が10.4%、「卸売・小売業」が8.9%、「教育、学習支援業」が7.7%となっている。また、在留資格別・産業別にみると、「製造業」については、「身分に基づく在留資格」が50.5%、「特定活動」が38.4%となっている。「サービス業(他に分類されないもの)」については、「身分に基づく在留資格」が71.0%を占めている。「飲食店、宿泊業」については、「資格外活動(留学・就学)」が66.2%を占めている。

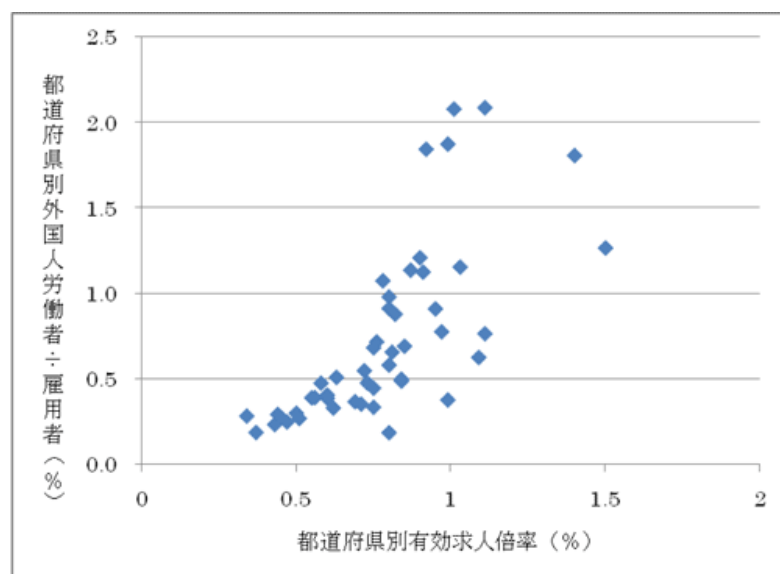
事業所規模別の外国人労働者数をみると、「50人未満」規模の事業所が、事業所数、外国人労働者数ともに最も多く、それぞれ全体の59.6%及び39.1%を占める。事業所規模別・在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」、「身分に基づく在留資格」ともに、「50人未満」規模の事業所がそれぞれ34.4%、35.0%と最も多く、次いで、「100-299人」規模の事業所が19.0%、23.2%となっている。

以上より、我が国における外国人雇用の2008年10月末時点での状況をごくおおまかに捉えると、外国人労働者の約半分を「身分に基づく在留資格者」が占め、その7割強が「製造業」、「サービス業(他に分類されないもの)」で就労し、「身分に基づく在留資格者」の4割弱が規模の小さい事業所(事業所規模50人未満)で勤務している。外国人労働者の約2割を「特定活動」が占め、その8割弱が製造業で就労し、また、外国人労働者全体の2割弱が「資格外活動」から成り、その5割弱が飲食店・宿泊業で就労する。そして、外国人労働者の2割弱が「専門的・技術的分野の在留資格」を持つ者で、その3割強が規模の小さい事業所(事業所規模50人未満)で勤務しているとまとめることができよう。

次に、外国人労働者の需給について傾向を探る。労働市場の需給の逼迫度合いと外国人労働者の数について、

都道府県別で、外国人労働者が雇用者に占める割合と有効求人倍率の関係をみると一定の相関がみられ（第1図）、外国人労働者が人手不足感の高い地域により多く存在していることがうかがわれる。

第1図 都道府県別労働市場の需給



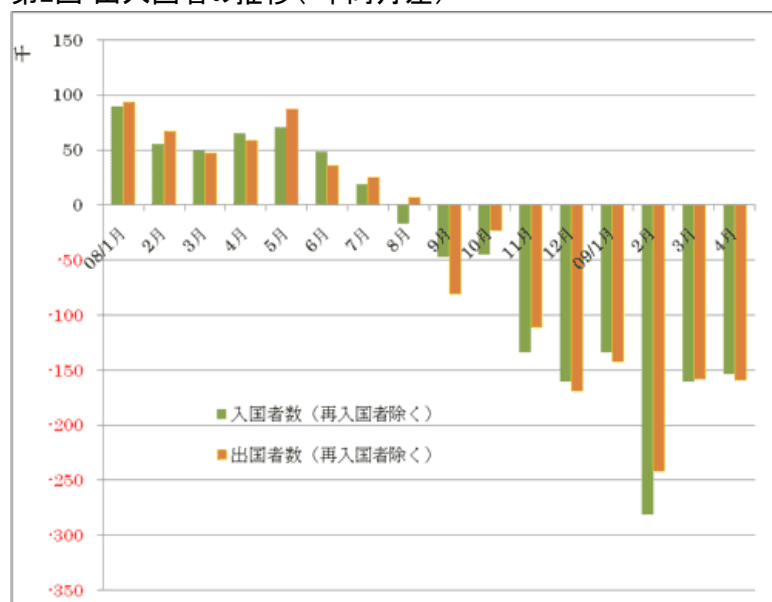
出典：厚労省（2009）『外国人雇用状況の届出状況（平成20年10月末在）について』、総務省（2008）『平成19年就業構造基本調査』、厚生労働省（2009）『一般職業紹介状況（平成21年4月分）について』より作成  
 注）有効求人倍率は2008年10月の季節調整値を使用（原数値未公表のため）。

## 2.2008年秋以降に見られる変化

### （1）外国人全体の変化

時点で2008年秋以降の我が国における外国人労働者の数的状況についてみることができるほぼ唯一の統計調査は、業務統計である出入国管理統計調査である。まず、出入国者の推移をみる。第2図は、出入国管理統計の月次データにて、再入国者（注6）を除く出国者と入国者について季節的要因を排除するため年同月差でみたものである。月次データの入国者数から再入国者を引いたものがその月の新たな入国者数と考えることができ、一方、出国者数から再入国（を予定している）者を引いたものがその月での事実上の出国者数と考えることができる。同図によると、2008年秋以降出国者、入国者（どちらも再入国者を除く）は共に減少傾向にある。これには、出入国者（再入国者除く）の95%超を占める短期滞在者（主に観光や商用目的）が世界的な景気後退・消費の手控え、円高（注7）等により減少していることが大きく影響していると考えられる（注8）。

第2図 出入国者の推移（年同月差）



出典：法務省（2008. 2009.）『出入国管理統計』より作成

次に、我が国における外国人数のストックの月次推移をみる。再入国者を除く出国者と入国者の差は当該月の外国人の本邦におけるストックの変化を示し、この差を2008年1月時点から累加したもの（2007年12月末時点ゼロとする）が第3図である。これによると、外国人総ストック人員は全体的に増加傾向にあるが、2008年秋以降伸び悩んでいる。

第3図 我が国における外国人総ストック人員の変化



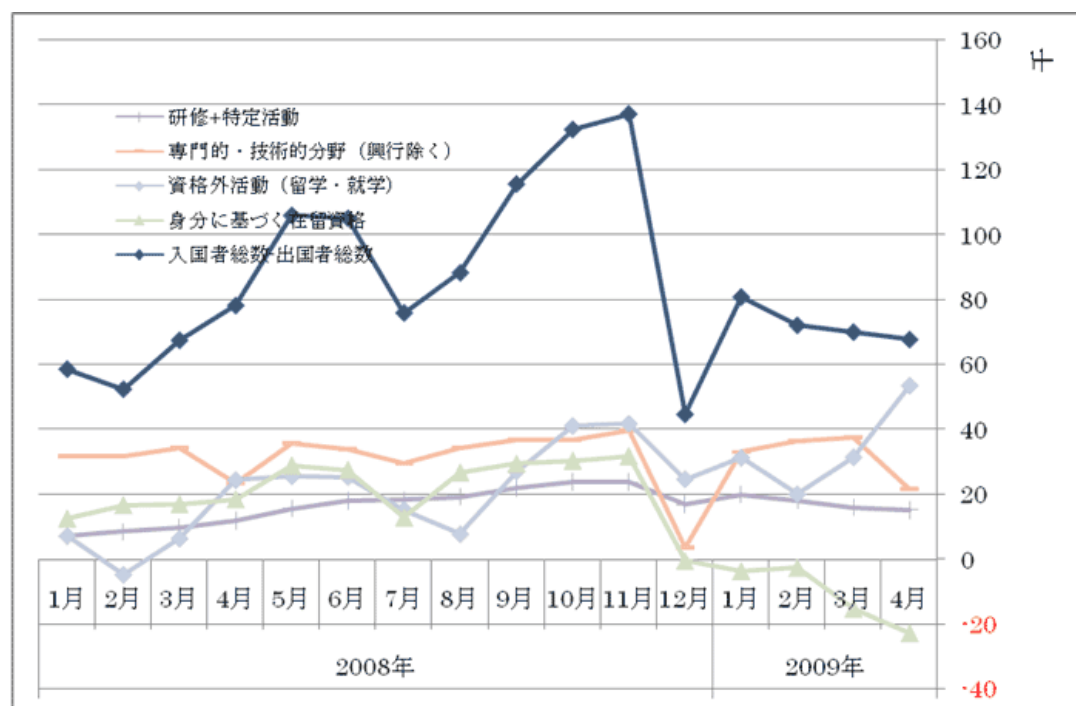
出典：法務省（2007. 2008. 2009.）『出入国管理統計』より作成注）2007年12月末時点ゼロとしている。

## (2) 外国人労働者の変化

我が国で働くことができる外国人（以下、外国人労働可能者とする）は、a)一定の範囲内の職種、業種、勤務内容に限って就労が可能な在留資格（「専門的・技術的分野の在留資格」）を持つ者、b)在留資格上就労できないが「資格外活動（注9）」として就労する者、c)個別に就労可否が決められる在留資格（「特定活動」）、d)職種、業種を問わず就労可能な在留資格（「身分に基づく在留資格」）を持つ者に分けられる。

第4図によると、2008年冬以降、外国人労働可能者数のストック（入出国者ともに再入国者を含む）の規模は縮小、減少している。その中で、資格別にみると、a)専門的・技術的分野はほぼ横ばいで、b)資格外活動については、増減はあるが増加しており、c)特定活動（研修と合算）（注10）は若干減少、d)身分に基づく在留資格は減少している。以下、個別にみていく。

第4図 外国人労働可能者ストック人員の変化

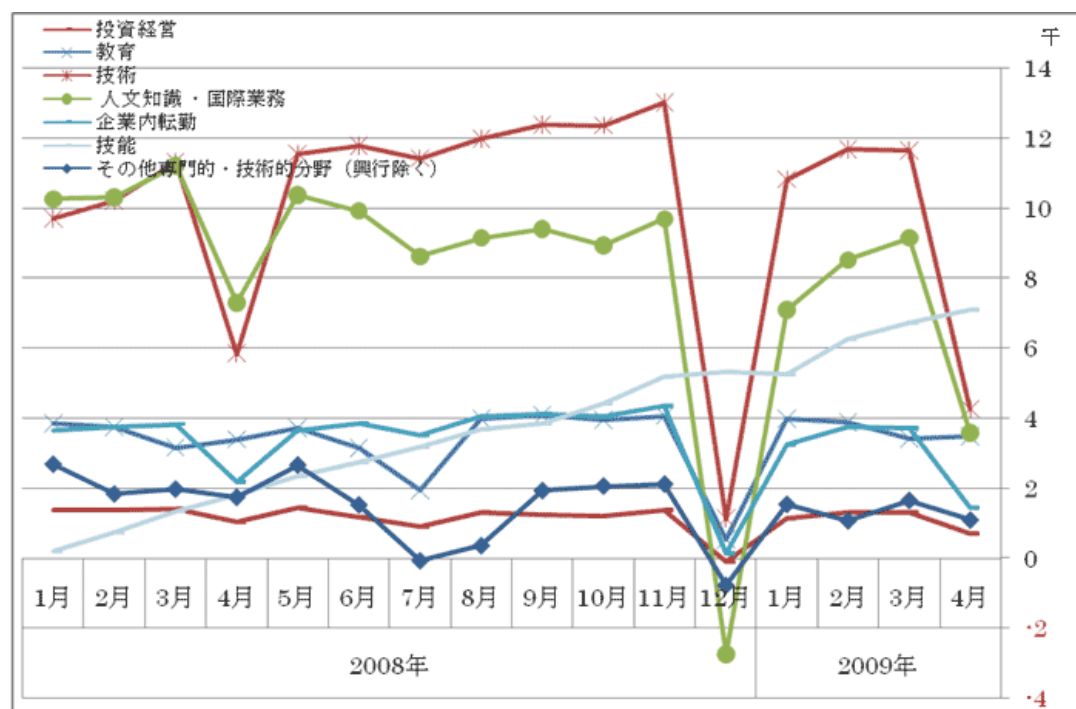


出典：法務省（2007. 2008. 2009.）『出入国管理統計』より作成注1）12月の落ち込みは主に季節要因と考えられる。注2）2007年12月末時点ゼロとしている。

## a)専門的・技術的分野

専門的・技術的分野の在留資格を持つストック人員の変化については、全体としては2008年冬以降、全体的に規模は若干縮小するが、ほぼ横ばいである(第4図)。一方、第5図にてそれを在留資格別にみると、外国料理の調理師などが多くを占めるとみられる「技能」は増加傾向にある。その理由は必ずしも明らかではないが、途上国を中心に母国の融年状況が悪化したことから、母国に比してより良い労働条件を求めて来日している可能性がある。また、「投資融営」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」については、毎年4月に落ち込みを見せていることから主に季節的要因と考えられるが、一方、我が国では、4月に組織改編、人事異動等が行われることが少なからずあることから、これらの落ち込みの中に4月を機に離日した者が一定割合含まれている可能性も否定できない。

第5図 専門的・技術的分野のストック人員の変化



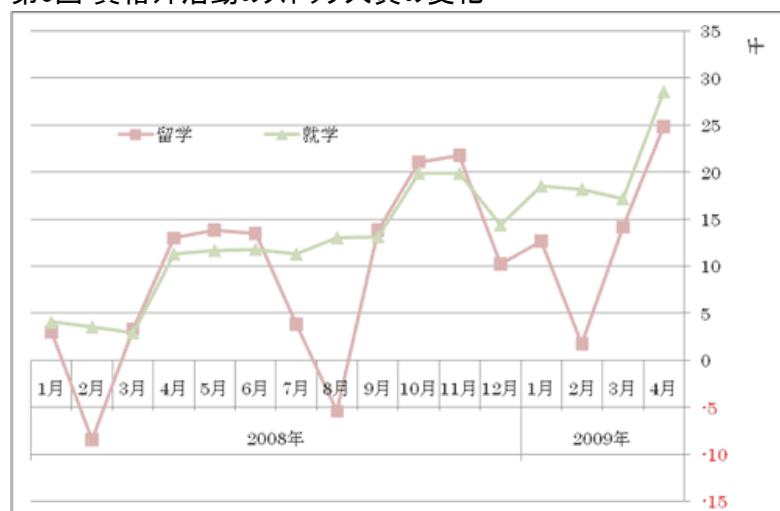
出典：法務省(2007. 2008. 2009.)『出入国管理統計』より作成。

注)12月に見られる落ち込みは主に季節要因と考えられる。

## b)資格外活動

2008年秋以降、季節要因により増減はあるが、特に「就学」は増加傾向にある(第6図)。この背景として、世界同時不況による解雇等の影響もあり勉学意欲が高まったこと、「就学」と言う名の下に母国より好条件である我が国での就労を目的として来日する者が増加したことなどが考えられる。

第6図 資格外活動のストック人員の変化

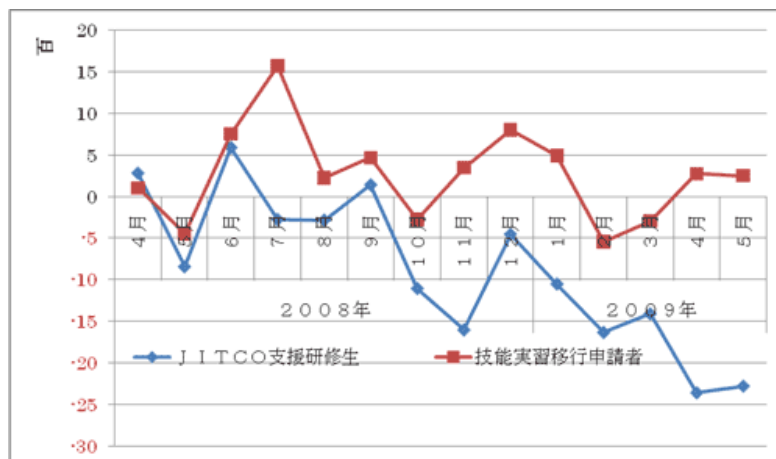


出典：法務省（2007、2008、2009.）『出入国管理統計』より作成。

#### c)特定活動

我が国は人づくり支援による国済貢献を目指した研修・技能実習制度を設けている。研修生は1年かけて技能、知識を修得した後、実践的な磨きをかけるため技能実習に移る。研修生は在留資格「研修」で登録され、技能実習へ移行後は在留資格「特定活動」となるため、両方の在留資格を合わせた推移を見た方が意義をなす。第4図の「研修＋特定活動」のストック数については、2008年の11月をピークに減少傾向に転じている。第7図では、研修・技能実習生数の年同月差を示しているが、2008年秋以降、技能実習生の数に大きな増減はないものの、研修生数は大きく落ち込んでいる。これは、新たに研修・技能実習生としてこの1年以内に受け入れる数が減少したことを示している。その背景には、世界同時不況によって、受入れ団体の融営が厳しくなったこと、実済の労働力としてカウントされていた研修生に対する労働力としての需要が落ち込んだことなどがあると考えられる。

第7図 研修・技能実習生の推移（年同月差）



出典：JITCO（2009）『外国人研修生・技能実習生統計』より作成。

注1）財団法人国済研修機構（Japan International Training Cooperation Organization=略称JITCO）は、外国人研修制度の健全な推進を目的とした、外国人研修生の受入れ支援団体。

注2）研修生数はJITCOの支援サービスである申請書類点検の対象となった者の人数で、技能実習移行申請者数は受入れ機関がJITCOの地方駐在事務所に申請した人数である。

#### d)身分に基づく在留資格

身分に基づく在留資格をもつストック人員の変化は、2008年秋まで増加していたものが、一転し減少する傾向にある（第4図）。この身分に基づく在留資格を有する者についてその在留資格別ストックをみたものが第8図であるが、中でも「定住者」は一貫して減少している（注11）。「定住者」は、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者で、人数規模は「身分に基づく在留資格」全体の3割強で、その約半数はブラジル国籍である。その大半を日系人が占めるとされる「定住者」は、出稼ぎを目的として入国してきた者も少なからずいると考えられるが、日本の労働市場の影響を受けやすい立場に置かれ、職を失い我が国を離れる者が多くなっていることを示している。世界同時不況の影響を最も受けているグループと言えよう。

#### (3)まとめ

2008年秋以降、我が国における外国人は全体的に伸び悩んでおり、外国人労働者に絞った場合、その人数規模は縮小したまま減少傾向にある。外国人労働可能者をその資格別に四つのグループに分割してみると、「専門的・技術的分野」は全体的にほぼ横ばいである。一方、専門的・技術的分野のうち「技能」は増加し、資格外活動についても増加しており、飲食店等産業における外国人労働力の需要が底堅いことが示された。「特定活動（研修と合算）」及び「身分に基づく在留資格」のうち「定住者」は減少しており、これは、これら定住者の比較的多くが従事していると考えられる製造業、建設業等産業において労働力が余剰となっていることを示唆する。今回の世界同時不況では、我が国においては外需に依存する輸出型製造業が、特に大きな打撃を受けたとされているが、第1節でも見てきたように、外国人労働者はそれらを含む製造業に従事している割合が高いことから、今回の世界同時不況は、我が

国においては特に外国人労働者に厳しい影響を与えたと言えよう。

### 3. 政策的対応とその成果

派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること、我が国における職務融験も十分ではないことから、一旦離職した場合の再就職が極めて厳しい。そこで、厚生労働省は、主に日系人を対象とした様々な雇用対策を実施してきているが、2008年秋以降の世界同時不況の中で、さらに新たな取組みを実施している。特に2009年度からは、ハローワークにおける再就職支援拡充のための通訳・相談員の配置増などのほかに、新たに「就労準備研修」及び「離職者に対する帰国支援事業」を開始している。

前者については、将来的に我が国において安定的な雇用に就けるよう、日本語コミュニケーション能力、雇用慣行、労働条件、労働・社会保険制度などについて3カ月程度の研修を行うもので、離職をしても我が国において再就職に意欲を燃やす者を中心に多くの受講者を集めているといわれている(注12)。

一方、再就職がなかなか叶わず、母国に帰国の上で再就職することも 実的な選択肢となってきた状況の中で、切実な帰国ニーズに応えるために実施することとした政策が後者である。本制度は、日系人労働者(またはその家族の中で雇用されている者)で、離職し、再就職を断念し、母国に帰国して同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないこととした者に対し、その希望に基づき、申請者本人30万円、その家族には20万円を支給するというものである。厚生労働省によれば、2009年9月1日現在で申請総数(日系人労働者本人及びその家族を含む)は11商065人に上っているとのことである(注13)。この支援策が始まる の2009年4月の段階で定住者のストックが既に2万人弱減少していることからみて(第8図)、その後さらに定住者のストックが減少していると見ることができよう。

注:

1) 2007年10月1日から、すべての事業主には、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れまたは離職の済に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられた(届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる)。

2) この届出制度発足 にも「外国人雇用状況報告」という調査が行われていたが、従業員規模49人以下の規模の事業所においては選定事業所についてのみ報告を求めており、全数調査とはなっていなかった。2007年3月に公表された最後の「外国人雇用状況報告」によれば外国人被用者数(公表資料では「労働者」と表記)は222商929人で、2008年10月末日時点の外国人雇用状況の届出による外国人被用者数486商398人と大きな開きがある。

3) 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」。

4) 「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・融営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国済業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」。

5) 建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等。

6) 「出入国管理統計」においては、再入国許可証を所持していて、入国または出国を行った者をさ す。再入国許可証とは、我が国に在留する外国人で在留期間(在留期間の定めのない者にあつては、我が国に在留し得る期間)の満了の日以 に再び入国する意図をもって出国しようとする外国人が、再入国するために申請を行い交付されるもの。

7) 月末の円の対ドルレートは、08/1月106.63円、08/3月99.37円、08/6月105.33円、08/9月104.76円、08/12月90.28円、09/3月98.31円、09/6月95.56円(日本銀行(2009)『金融融年統計月報』)。

8) 日本政府観光局(JNTO)(2008年10月、2009年5月)『訪日外客数・出国日本人数』。

9) 「留学」「就学」の在留資格を持つ者は就労時間・場所の制限付きで就労活動が認められる。

10) 理由についてはc)にて説明。

11) ここでは統計の制約上再入国者を含んでいるが、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」についてはいずれもほとんどが再入国を 提としており、単純に減少している訳ではない。

12) 厚生労働省によれば、2009年8月28日 在で既に2商660人が研修を受講したとのことである。

13) 同日時点の支給決定者数は9商279人。この差の大半は支給決定までのタイムラグによるものである。